

令和6年度集団けんしん会場・日程 一覧表

1. けんしん会場

会場名	住所	会場使用時間
久留米市役所	久留米市城南町15-3	7時～13時
田主丸保健センター	久留米市田主丸町田主丸459-11	7時～13時
三瀬生涯学習センター	久留米市三瀬町玉満2949-1	7時～13時
南部保健センター	久留米市上津一丁目13-22	7時～13時
城島げんきかん	久留米市城島町橋津739-1	7時～13時
コスモすまいる北野	久留米市北野町中3253	7時～13時
地場産くるめ	久留米市 東合川五丁目-8-5	7時～12時
久留米シティプラザ	久留米市六ツ門町8-1	8時～17時
リサーチセンタービル	久留米市百年公園1-1	7時～13時
赤十字会館	久留米市宮ノ陣三丁目4-27	7時～13時、13時～17時
久留米民主商工会	久留米市東柳原町1507	7時～13時

※会場の使用時間内で、会場設営等事前準備、けんしん後の撤収作業を行うこと。

2. けんしん日程 (確定日程: 73日程、協議により決定する日程: 4日程)

日程	受付時間 (予約枠コマ数)	会場名	けんしんの種類	けんしん項目									
				特定健康診査	生活習慣病 予防健康診査	大腸がん検診	子宮頸がん 検診	乳がん検診	骨粗しょう症 検診	胃がん検診	肺がん・結核 検診		
1	2024年6月1日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野	協会けんぽ コラボ健診	※1									
2	2024年6月2日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	協会けんぽ コラボ健診	※1									
3	2024年6月3日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	リサーチセンタービル	協会けんぽ コラボ健診	※1									
4	2024年6月7日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター	協会けんぽ コラボ健診	※1									
5	2024年6月8日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター	協会けんぽ コラボ健診	※1									
6	2024年6月10日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館	協会けんぽ コラボ健診	※1									
7	2024年6月15日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	協会けんぽ コラボ健診	※1									
8	2024年6月19日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野	協会けんぽ コラボ健診	※1									
9	2024年6月21日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館	協会けんぽ コラボ健診	※1									
10	2024年6月22日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん	協会けんぽ コラボ健診	※1									
11	2024年6月25日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館											
12	2024年6月26日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
13	2024年6月29日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	久留米民主商工会											
14	2024年7月7日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
15	2024年7月10日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター	レディースデー										
16	2024年7月11日(木) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター											
17	2024年7月12日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん											
18	2024年7月13日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野	レディースデー										
19	2024年7月23日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
20	2024年7月24日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター											
21	2024年7月27日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
22	2024年8月2日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館											
23	2024年8月3日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター	レディースデー										
24	2024年8月3日(土) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
25	2024年8月7日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター											
26	2024年8月17日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	南部保健センター											
27	2024年8月21日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
28	2024年8月27日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん											
29	2024年8月30日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野	レディースデー										
30	2024年8月31日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター											
31	2024年9月2日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	リサーチセンタービル											
32	2024年9月7日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	レディースデー										
33	2024年9月10日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター											
34	2024年9月11日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館	レディースデー										
35	2024年9月11日(水) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
36	2024年9月15日(日) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん	レディースデー										
37	2024年9月16日(月) 9:00~12:30 (7コマ)	久留米シティプラザ	コンビニけんしん										
38	2024年9月21日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
39	2024年9月22日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
40	2024年9月25日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
41	2024年9月25日(水) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
42	2024年10月1日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	三瀬生涯学習センター											
43	2024年10月5日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	レディースデー										
44	2024年10月5日(土) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
45	2024年10月6日(日) 8:00~11:30 (7コマ)	南部保健センター											
46	2024年10月10日(木) 8:00~11:30 (7コマ)	地場産くるめ											
47	2024年10月14日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	赤十字会館											
48	2024年10月14日(月) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
49	2024年10月16日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター	レディースデー										
50	2024年10月18日(金) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター											
51	2024年10月22日(火) 9:00~12:30 (7コマ)	久留米シティプラザ	コンビニけんしん										
52	2024年10月23日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん	レディースデー										
53	2024年10月26日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
54	2024年10月27日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
55	2024年10月28日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	リサーチセンタービル	レディースデー										
56	2024年10月28日(月) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
57	2024年11月2日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター											
58	2024年11月5日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	リサーチセンタービル	レディースデー										
59	2024年11月5日(火) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
60	2024年11月6日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	田主丸保健センター	レディースデー										
61	2024年11月7日(木) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん											
62	2024年11月9日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	レディースデー										
63	2024年11月16日(土) 8:00~11:30 (7コマ)	城島げんきかん											
64	2024年11月18日(月) 8:00~11:30 (7コマ)	リサーチセンタービル											
65	2024年11月20日(水) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
66	2024年11月20日(水) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
67	2024年11月21日(木) 9:00~12:30 (7コマ)	久留米シティプラザ	コンビニけんしん										
68	2024年11月23日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所											
69	2024年11月24日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	レディースデー										
70	2024年11月26日(火) 8:00~11:30 (7コマ)	コスモすまいる北野											
71	2024年11月26日(火) 14:00~16:00 (4コマ)	赤十字会館 ※2	アフタヌーンデー ※2				○ ※2	○ ※2	○ ※2				
72	2024年12月7日(土) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	予備日										
73	2024年12月8日(日) 8:00~11:00 (6コマ)	久留米市役所	予備日										
74	9月~11月の間で 受託後の協議にて決定	8:00~11:30 (7コマ) 予定	未定	日程未決定協議枠									
75	9月~11月の間で 受託後の協議にて決定	8:00~11:30 (7コマ) 予定	未定	日程未決定協議枠									
76	9月~11月の間で 受託後の協議にて決定	8:00~11:30 (7コマ) 予定	未定	日程未決定協議枠									
77	9月~11月の間で 受託後の協議にて決定	16:00~19:30 (7コマ) 予定	未定	日程未決定協議枠 (夜間けんしん)				○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3	○ ※3

※1. コラボ健診の特定健診については、市の特定健診ではなく、協会けんぽが主催の特定健診を実施するものとなる。

※2. アフタヌーンデーの実施会場については、事業者の提案により別途協議のうえ、事業者所有施設などに変更ができるものとする。  
ただし会場は、久留米市内に位置し、受診者の駐車場が確保でき、施設使用料等の費用が不要である(または受託者の負担で実施できる)ことが必要である。  
またけんしん項目は、現在女性がん検診のみを想定しているが、項目の追加などは事業者の提案により協議するものとする。

※3. 夜間けんしんのけんしん項目については、会場によって夜間の検診車までの安全確保に差があるため、協議により決定するものとする。

## 大腸がん検診

基本的な内容は、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」の定める「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に記載の内容、アンダーライン部分は市独自基準を加えたものである。

### 1. 目的

大腸がんの罹患率は、近年増加しており、他のがんと比べても高くなっている。しかし、大腸がんは早期に発見すれば治癒し、死亡率を減少させることが可能である。このため、大腸がん検診を実施するものである。

### 2. 業務内容

#### (1) 検診項目

検診項目は、問診、便潜血検査とする。

#### (2) 問診

問診は、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

#### (3) 便潜血検査

ア. 検査は、免疫便潜血検査2日法を行う。

イ. 便潜血検査の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明記する。

ウ. 便潜血キット定量法にて、120 ng/ml 以上を陽性とし、1回でも基準を超えれば、「要精密検査」とする。

エ. 大腸がん検診マニュアル(2021)に記載された方法に準拠して行う\*。

オ. 検体受領後原則として24時間以内に測定する。

※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に努めなければならない。

#### (4) 検体の取り扱い

ア. 採便方法についてチラシやリーフレットを用いて受診者に説明する。

イ. 検便採取（2日目）後即日回収を原則とする。

ウ. 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。

エ. 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。

オ. 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

#### (5) 記録の保存

問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

#### (6) 検診結果の区分

大腸がん検診の結果は、「異常なし」及び「要精密検査」に区分し、「異常なし」の者には次回の検診受診を勧めること

## 子宮頸がん検診

基本的な内容は、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」の定める「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に記載の内容、アンダーライン部分は市独自基準を加えたものである。

### 1. 目的

子宮頸がんは早期治療を行えば、ほとんど治癒することから、早期発見が重要である。子宮頸がん検診は、子宮頸部に発生するがんを早期に発見するために行う。

### 2. 業務内容

#### (1) 検診項目

検診項目は、医師による子宮頸部の細胞診のほか、問診、視診及び内診とする。(問診等の結果、子宮体がんの有症状者及びハイリスク者に対しては必要な検査を実施することができる医療機関の受診を勧奨する。)

#### (2) 問診

ア. 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ. 問診の上、症状（体がん症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。

#### (3) 視診

視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

#### (4) 細胞診

ア. 細胞診は、直視下に（必要に応じて双合診を併用し）子宮頸管及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理（固定）<sup>※</sup>した後、パパニコロウ染色を行い観察する。

※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。

イ. 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明記する。

ウ. 日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う<sup>注1</sup>。

エ. 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う<sup>注1</sup>。

または再スクリーニング施行率を報告する。

オ. 細胞診結果の分類には、ベセスダシステムを用いる<sup>注2</sup>。検体の状態において「判定可能」若しくは「判定不可能」を明記する。

カ. 子宮頸部の細胞診の結果は、下記のように分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に対し通知する。

	ベセスダシステム判定（略）	英略語
1	異常なし（陰性）	NILM
2	軽度病変疑い	ASC-US
3	高度病変疑い	ASC-H
4	軽度病変	LSIL
5	高度病変	HSIL
6	がん	SCC
7	異型腺細胞	AGC
8	上皮内腺癌	AIS
9	腺癌	Adenocar-cinoma

10	その他の悪性腫瘍	Other malign.
----	----------	---------------

キ. 検体が細胞不足で「適正でない」と判断される場合は、再検査を行う。再検査においては、集団けんしん会場の案内、又は医療機関への案内を行うこと。なお、再検査にかかる費用は、検診機関（受託者）が負担すること。

ク. がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。

(5) 記録・標本の保存

ア. 標本は少なくとも5年間は保存する。

イ. 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

(6) 検診結果の区分

検診の結果については、「異常なし」及び「要精密検査」とし、「異常なし」の者には次回の検診受診を勧めること

3. システムとしての精度管理

診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置する。

注1) 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

注2) ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition 及びベセスダシステム2014アトラス参照

## 乳がん検診

基本的な内容は、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」の定める「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に記載の内容、アンダーライン部分は市独自基準を加えたものである。

### 1. 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される。乳がん検診は、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。

### 2. 業務内容

#### (1) 検診項目

検診項目は、問診、乳房エックス線検査（デジタル撮影）とする。

#### (2) 問診・撮影（撮影機器、撮影技師）

ア. 問診は、現在の症状、月経及び妊娠に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。

イ. 乳房エックス線撮影装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準<sup>注1</sup>を満たすこと。

ウ. 両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。40歳代の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影すること。

エ. 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受け、A又はBの評価を受ける\*。

※評価C又はD、施設画像評価を受けていない場合は、至急改善すること。

オ. 撮影を行う技師、医師は、乳房X線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験でA又はBの評価を受ける\*。

※上記の評価試験で、C又はD評価、講習会未受講の場合は、至急改善すること。

#### (3) 読影

ア. 読影は二重読影とし、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真撮影に関する適切な講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験でA又はBの評価を受ける\*。

※上記の評価試験で、C又はD評価、講習会未受講の場合は、至急改善すること。

イ. 必要に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

ウ. 読影の業務を外部に委託している場合、その委託機関（施設名）を明記する。

#### (4) 記録の保存

ア. 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存する。

イ. 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

#### (5) 検診結果の区分

ア. 検診の結果については、問診、乳房エックス線検査の結果を総合的に判断して精密検査の必要性の有無を決定する。

イ. 区分は「異常なし」及び「要精密検査」とする。

ウ. 「異常なし」と区分された者には、次回の検診受診を勧めるとともに、「4. 乳がんの予防についての指導」を行う。

### 3. システムとしての精度管理

撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の乳がん専門家を交えた会）を設置する。

#### 4. 乳がんの予防についての指導

乳がんは、日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや、気になる症状がある場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

注1) 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－第8版、マンモグラフィガイドライン第4版参照

注2) 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会  
基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

## 骨粗しょう症検診

### 1. 目的

骨量測定、生活習慣調査（骨量検診問診票より）により骨折への危険因子を早期に把握し、事後指導の強化により筋力、柔軟性、運動の協調性等の向上を図り、転倒しにくい体力と筋力をつけ、高齢者の寝たきりにつながる骨折の発生を防ぐ。

### 2. 業務内容

#### (1) 検査項目

検査項目は、問診及び骨量測定とする。

#### (2) 問診

問診は、運動習慣、食生活の内容等を聴取する。

#### (3) 骨量測定

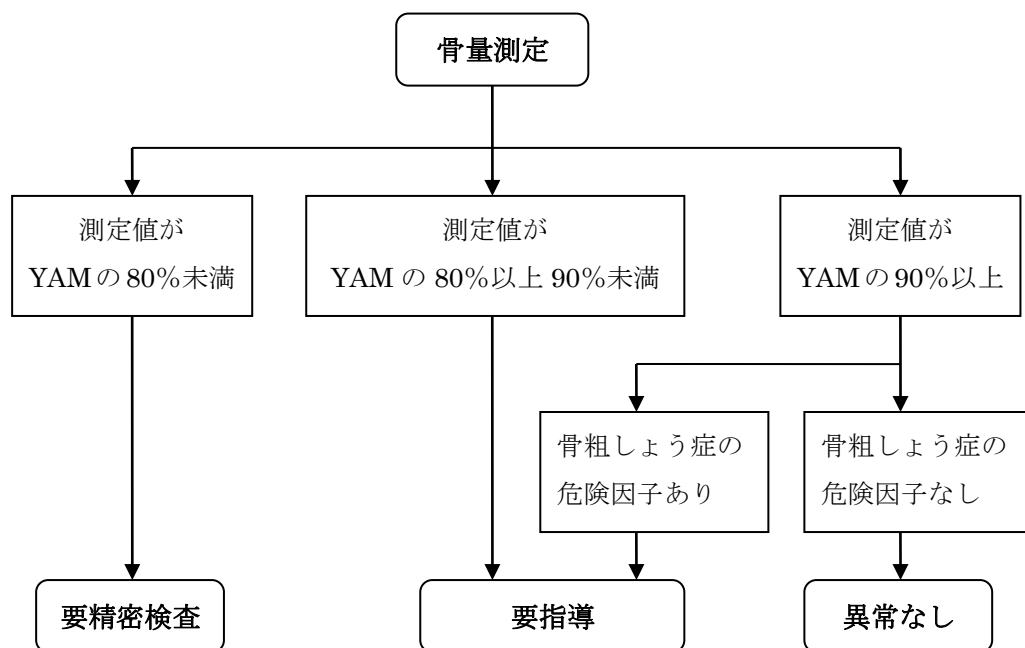
「DEXA法」のみでの実施とする。

#### (4) 結果の判定

検査結果については、「骨粗しょう症予防マニュアル」（厚生省）又は「福岡県における骨粗しょう症検診について（福岡県医師会通知 平成26年12月26日）」に基づき、問診、骨量測定の結果を総合的に判断して、「異常なし」「要指導」「要精密検査」に区分する\*。

※次表参照

## 福岡県における骨粗しょう症検診のフローチャート



### 骨粗鬆症の危険因子

#### <除去できない危険因子>

加齢、性（女性）、人種、家族歴、遅い初潮、早期閉経、過去の骨折

#### <除去できる危険因子>

カルシウム不足、ビタミンD不足、ビタミンK不足、リンの過剰摂取、食塩の過剰摂取、極端な食事制限（ダイエット）、運動不足、日照不足、喫煙、過度の飲酒、多量のコーヒー

### (5) 記録の保存

問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

### (6) 検診結果の区分

検診の結果については、「異常なし」及び「要精密検査」とする。「異常なし」の者には次回の検診受診を勧めること



## 胃がん検診

基本的な内容は、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」の定める「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に記載の内容、アンダーライン部分は市独自基準を加えたものである。

### 1. 目的

胃がんは、がんの中でも、罹患率、死亡率ともに上位にあるなど、日本人にとって重大な問題となっている。一方、早期に発見できれば、ほとんど治癒することから、胃がん検診を実施する。

### 2. 業務内容

#### (1) 検診項目

検診項目は、問診及び胃部エックス線検査とする。

#### (2) 問診

問診は、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

#### (3) 撮影

ア. 撮影機器の種類を明らかにする。また、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準<sup>注1</sup>を満たすものを使用する。

イ. 撮影枚数は最低8枚とする。

ウ. 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式<sup>注1</sup>によるものとする。

エ. 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。

オ. 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。

カ. 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。

#### (4) 受診者への説明

ア. 下剤の飲料水は検診機関で確実に準備し、受診後に必ず下剤を飲んで帰宅させる。（便秘が心配される受診者には、多めに下剤を渡す。）

イ. 便が出ない時のコールセンター等、委託先の相談窓口を案内する。

#### (5) 読影

ア. 読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。

イ. 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医若しくは総合認定医とする。

ウ. 必要に応じて、過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

エ. 読影の業務を外部に委託している場合、その委託機関（施設名）を明記する。

#### (6) 記録の保存

ア. エックス線写真は少なくとも5年間は保存する。

イ. 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

#### (7) 検診結果の区分

胃がん検診の結果は、「異常なし」及び「要精密検査」に区分し、「異常なし」の者には次回の検診受診を勧めること。

### 3. システムとしての精度管理

撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家を交えた会）を設置する。

注1) 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版(2011)を参照

## 肺がん・結核検診

基本的な内容は、厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」の定める「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」に記載の内容、アンダーライン部分は市独自基準を加えたものである。

### 1. 目的

肺がんは、わが国のがんによる死亡の1位を占め、今後も増加傾向にあるものと予測されているため、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題である。また、結核は、わが国の主要な感染症の一つであり、毎年新たに1万人以上の患者が発生している。このことから、肺がんおよび結核を早期に発見することを目的に実施する。

### 2. 業務内容

#### (1) 検診項目

検診項目は、問診、胸部エックス線検査とする。

#### (2) 問診

問診は、現在の症状、既往歴、喫煙歴、妊娠の可能性、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

#### (3) 撮影

撮影機器の種類（直接撮影、デジタル方式）、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を明らかにし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する。<sup>注1</sup>

#### (4) 読影

ア. 2名以上の医師によって読影し、うち1人は肺癌診療に携わる医師若しくは放射線科の医師を含めること。

イ. 2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。

ウ. 読影の業務を外部に委託している場合、その委託機関（施設名）を明記する。

#### (5) 記録・標本の保存

ア. エックス線写真は少なくとも5年間は保存する。

イ. 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

#### (6) 結果通知

ア. 検診の結果については、問診、胸部エックス線検査の結果を総合的に判断して精密検査の必要性の有無を決定する。

イ. 検診結果の区分は「読影不能」「異常なし」「異常所見は認めるが精査を必要としない」「肺がんは考えにくいだが精査（CT等）が必要」「要精密検査」とし、「要精密検査」以外に区分された者は、それぞれ次の内容の指導を行う。

- ・「読影不能」と区分された者  
速やかに再度エックス線写真を撮りなおし、再読影を行う。
- ・「異常なし」と区分された者  
翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活の注意を促す。
- ・「異常所見は認めるが精査を必要としない」と区分された者  
翌年の検診受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活の注意を促す。
- ・「肺がんは考えにくいだが精査（CT等）が必要」と区分された者  
肺がん以外の疾患が考えられるが、結核等が疑われる者については、医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

(7) 要精密検査対象者への説明

結核に関する正しい知識の啓発普及を行う。

3. システムとしての精度管理

検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会（自施設以外の専門家を交えた会）を年に1回以上開催する。

4. その他

市より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核検診（単独）を希望する者について連絡を受けた場合は、胸部エックス線検査を実施し、そのエックス線写真を市へ提出すること。※エックス線写真の受渡しについては別途協議・調整を行うこととする。

注1) 日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第8版より

- 1： 直接撮影（スクリーン・フィルム系）の場合は、被検者-管球間距離を150cm以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、120kV以上の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）による撮影がよい。やむを得ず100～120kVの管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）を用いる。
- 2： 直接撮影（デジタル画像）の場合は、X線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いたCRシステム、平面検出器（FPD）若しくは固体半導体（CCD、CMOSなど）を用いたDRシステムのいずれかを使用する。管球検出器間距離（撮影距離）150cm以上、X線管電圧120～140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8：1以上、の条件下で撮影されることが望ましい。
- 3： 撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、日本肺癌学会ホームページに掲載された最新情報を参照すること。

## 生活習慣病予防健康診査

### 1. 目的

糖尿病等生活習慣病の有病者・予備群の減少という観点から、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に着目し、科学的根拠に基づき健診を受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療を行うことで、市民の健康寿命の延伸と医療費適正化を図ることを目的に実施する。

### 2. 業務内容

(1) 生活習慣病予防健康診査の実施に当たっては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づくものとする。

(2) 健診項目

<健診項目>

- ・ 既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣等の状況に係る調査を含む）
- ・ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・ 身体計測（身長、体重、腹囲）
- ・ BMIの測定
- ・ 血圧測定
- ・ 血中脂質検査（中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪） ・ HDL-コレステロール ・ LDL-コレステロール）
- ・ 肝機能検査（AST（GOT） ・ ALT（GPT） ・  $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP）
- ・ 血糖検査

（空腹時血糖値\*<sup>1</sup>（やむを得ない場合には随時血糖）又はヘモグロビンA1c\*<sup>2</sup>）

\*<sup>1</sup>空腹時における採血が実施できない場合は、空腹時血糖値に代わり随時血糖値の報告すること。

\*<sup>2</sup>受診者への結果通知及び市への結果報告については、NGSP値で行うとともに、NGSP値であることを明示すること。

- ・ 尿検査（糖・蛋白）
- ・ 腎機能検査（血清クレアチニン及びeGFR\*<sup>3</sup>）
- \*<sup>3</sup>国の指針では、血清クレアチニン及びeGFRについては、一定条件を満たし、医師が必要と判断したものに対し、実施することとしているが、市では、重症化予防に向けた保健活動をさらに強化していく予定であることから、受診者全員に対して、血清クレアチニン検査及びeGFRの報告をすること。
- ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c）
- ・ その他の代謝機能検査（血清尿酸）
- ・ 尿検査（潜血）

<詳細な健診項目>

- ・ 貧血検査（ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数）
- ・ 心電図検査
- ・ 眼底検査

詳細な健診項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、実施基準第1条第1項第10号に基づき行う。また、受診者に対して詳細な健診項目を実施する理由など、十分な説明を行う。

眼底検査は両眼について検査を実施し、報告には所見が確認された側（両眼に所見が見られる場合には重症度がより高い側）の結果を用いること。

なお、診断基準に満たない者に対して実施した詳細健診についての費用の支払いは行わない。

(3) メタボリックシンドロームの判定

特定健康診査におけるメタボリックシンドローム判定基準にしたがって、「基準該当／予備群該当／非該当／判定不能」のいずれかを判定すること。

(4) 医師の判断

検査結果における判定基準値を参考に検査結果の持つ意義、異常値の程度、年齢等を考慮したうえで医療機関を受診する必要性を個別に判断し、記入すること。

## 久留米市国民健康保険特定健康診査

### 1. 目的

医療費の約3分の1を占める生活習慣病を引き起こすといわれる内臓脂肪型肥満は、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態を要因とし、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患、腎機能障害等の発症リスクが高くなる。このことに着目し、特定健康診査により久留米市国民健康保険の被保険者が早期にそれらの発症リスクの状況を把握することにより、被保険者の健康増進と医療費適正化を図ることを目的に実施する。

### 2. 業務内容

(1) 特定健康診査の実施に当たっては、実施基準に基づくものとする。

(2) 健診項目

<基本的な健診項目>

- ・既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣等の状況に係る調査を含む）
- ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ・身体計測（身長、体重、腹囲）
- ・BMIの測定
- ・血圧測定
- ・血中脂質検査（中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）・HDL-コレステロール・LDL-コレステロール）
- ・肝機能検査（AST（GOT）・ALT（GPT）・ $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP）
- ・血糖検査  
（空腹時血糖値\*<sup>1</sup>（やむを得ない場合には随時血糖）又はヘモグロビンA1c\*<sup>2</sup>）  
\*<sup>1</sup>空腹時における採血が実施できない場合は、空腹時血糖値に代わり随時血糖値の報告すること。  
\*<sup>2</sup>受診者への結果通知及び市への結果報告については、NGSP値で行うとともに、NGSP値であることを明示すること。
- ・尿検査（糖・蛋白）

<追加健診項目>

- ・腎機能検査（血清クレアチニン及びeGFR\*<sup>3</sup>）  
\*<sup>3</sup>国の指針では、血清クレアチニン及びeGFRについては、一定条件を満たし、医師が必要と判断したものに対し、実施することとしているが、市では、重症化予防に向けた保健活動をさらに強化していく予定であることから、受診者全員に対して、血清クレアチニン検査及びeGFRの報告をすること。
- ・血糖検査（ヘモグロビンA1c）
- ・その他の代謝機能検査（血清尿酸）
- ・尿検査（潜血）

<詳細な健診項目>

- ・貧血検査（ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数）
- ・心電図検査
- ・眼底検査

詳細な健診項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、実施基準第1条第1項第10号に基づき行う。また、受診者に対して詳細な健診項目を実施する理由など、十分な説明を行う。

眼底検査は両眼について検査を実施し、報告には所見が確認された側（両眼に所見

が見られる場合には重症度がより高い側)の結果を用いること。

なお、診断基準に満たない者に対して実施した詳細健診についての費用の支払いは行わない。

(3) メタボリックシンドロームの判定

特定健康診査におけるメタボリックシンドローム判定基準にしたがって、「基準該当／予備群該当／非該当／判定不能」のいずれかを判定すること。

(4) 特定保健指導対象者の抽出

特定保健指導対象者判定基準にしたがって、「積極的支援／動機付け支援／非該当／判定不能」のいずれかを判定すること。

(5) 医師の判断

検査結果における判定基準値を参考に検査結果の持つ意義、異常値の程度、年齢等を考慮したうえで医療機関を受診する必要性を個別に判断し、記入すること。

また、受診者が特定保健指導の対象者として階層化された場合の特定保健指導実施時の留意点や、特定保健指導よりも当該健診項目に係る治療を優先すべき場合はその旨を付記すること。



## 健診結果説明業務（生活習慣病予防健康診査及び久留米市国民健康保険 特定健康診査）

### 1. 目的

集団けんしんの生活習慣病予防健康診査または久留米市国民健康保険特定健康診査受診者に、面談による結果の説明を実施することで、受診者自身の身体状況の把握、生活習慣病の予防と改善等、健診受診の意義等を啓発するとともに、次年度以降の継続受診率の向上を図ることを目的に実施する。

### 2. 実施期間

令和6年度については、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。

※詳細な日時及び会場については、契約締結後に市と受託者が協議し決定する。

※令和7年度以降については、前年度の受診者数や動向を鑑み、市と受託者が協議し実施時期を決定する。

### 3. 実施内容

健診結果は、原則として面談によって受診者に説明するものとし、実施方法は以下のとおりとする。また健診の実施後速やかに面談できない場合のみ、郵送にて実施するものとする。

#### (1) 実施者

健診結果説明は医師、保健師、管理栄養士が実施する。

#### (2) 健診結果説明の実施日と場所

市と受託者が協議し決定した場所及び日時に実施する。なお、健診受診後、約1か月後に実施をすること。

#### (3) 健診結果説明に使用する健診結果票及び教材

健診結果説明に使用する健診結果票及び教材は以下のとおりとする。

##### ア. 健診結果通知表

受託者において、健診結果通知表を作成する。また、当該健診結果に加えて、過去5年間に受診した健診のうち直近3回分の健診結果を記載すること。

##### イ. 教材

市が提供する教材を使用する。

#### (4) 予約受付

健診受診当日に、健診結果説明の予約の受付を行う。

#### (5) 健診結果説明

健診結果は原則面談により説明する。その際、健診項目や異常値を示す項目と異常値が持つ意義、経年的な数値の変化、継続的な受診の意義等の説明を行うこと。

#### (6) アンケートの実施

健診結果を説明した後は、市が指定する様式にて「健診結果説明会についてのアンケート」を実施し、市に提出する。

## 久留米市国民健康保険特定保健指導

### 1. 目的

対象者自身が健診結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践でき、そのことにより対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とし、保健指導を行う。

なお、ここでいう保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律第24条及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第157号）第6条、第7条、第8条、厚生労働省告示第91号に定めるところにより、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対して行う、動機付け支援及び積極的支援をいう。

### 2. 業務内容

特定保健指導の実施に当たっては、実施基準及び「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）に基づき実施するものとする。

#### （1）実施期間

令和6年度については、令和6年6月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間内に初回支援を実施した者については、実績評価を終了するまでとする。

※詳細な日時及び会場については、契約締結後に市と受託者が協議し決定する。

※令和7年度以降については、前年度の受診者数や動向を鑑み、市と受託者が協議し実施時期を決定する。

#### （2）特定保健指導プログラムの作成

以下の内容を満たした具体的な特定保健指導プログラムを作成する。

##### ア. 人員

- ・特定保健指導の業務を統括する者
- ・常勤の管理者
- ・特定保健指導実施者の職種と人数等

##### イ. 利用申込受付～実績評価の実施スケジュール

##### ウ. 支援のための材料、学習教材等

##### エ. 施設、設備等（プライバシーが十分に保護される施設等であること等）

##### オ. 特定保健指導の記録等の情報の取り扱い

##### カ. 実施内容

#### 【動機付け支援】

##### （ア）支援期間・頻度

原則1回の支援を行い、3か月経過後に評価を行う。

##### （イ）支援内容及び支援形態

###### <初回支援>

1人あたり20分以上の個別支援又は1グループ（1人グループは8人以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人あたり20分以上」の個別支援、「1グループ（1人グループは8人以下）当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

###### <支援内容>

対象者が健診結果やその経年変化等から、身体に起こっている変化を理解し、生活習慣の改善点・継続すべき行動目標を設定する。

食生活については、食事や食材料の栄養的特性を踏まえた上で、実際の食べ方について具体的に指導を行う。身体活動については、対象者の身体活動量や運動習慣、行動変容ステージ、生活・就労環境を把握した上で、それらの状況に応じた支援を行う。

＜実績評価＞

3か月以上経過後に、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙、チャット等（以下「電子メール等」）を利用して実施する。体重や腹囲の達成目標や設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。

実績評価が行えない場合は、利用者に対する電話又は電子メール等により1日3回を上限として5回以上の督促により終了とみなす。

【積極的支援】

(ア) 支援期間及び頻度

3か月以上の継続的な支援を行う。初回面接から実績評価を行うまでの期間は、3か月経過後となる。

(イ) 支援内容

＜初回支援＞

1人あたり20分以上の個別支援又は1グループ（1人グループは8人以下）当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人あたり20分以上」の個別支援、「1グループ（1人グループは8人以下）当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。

＜3ヶ月以上の継続的な支援＞

支援内容については、動機付け支援と同様とするが、継続的に支援するものとし、支援内容については、アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施することを特定保健指導終了の条件とする。

継続的支援は、個別支援、グループ支援、電話、電子メール等のいずれか、もしくはいくつかを組み合わせで行う。

※情報通信機器を活用した支援を実施する場合は、受託者の負担で実施すること。

＜実績評価＞

アウトカム評価（成果が出たことへの評価）を原則として、プロセス評価（保特定保健指導実施の介入量の評価）も併用して評価する。

面接又は通信（電話又は電子メール等）を利用して実施する。体重や腹囲の達成目標や設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて評価を行う。

実績評価が行えない場合は、利用者に対する電話又は電子メール等により1日3回を上限として5回以上の督促により脱落とする。

(3) 初回面接の場所

けんしん会場若しくは健診結果説明会会場にて実施する。

※対象者が健診結果説明会に参加できず、情報通信機器を活用した初回面接を実施する場合は、受託者の負担で実施すること。

(4) 特定保健指導の実施

特定保健指導実施にあたっては、久留米市国民健康保険被保険者であるかを必ず確認すること。

ア. 初回面接の実施

健診受診当日に、腹囲、BMI、血圧、喫煙（以下、「腹囲等」という。）により特定保健指導対象者に該当する者については、健診当日に初回面接を実施する。

集団健診受診当日に腹囲等では特定保健指導に該当せず、後日、脂質、血糖等の結果が判明した後に特定保健指導対象者に該当した者については、健診結果説明時に初回面接を実施する。この場合、対象者については事前に案内を行うこと。

イ. 生活状況調査票（アセスメント票）の作成及び調査の実施

生活スタイル及び行動変容ステージ（準備状態）等を把握し、どのような生活習慣の改善が必要なのかアセスメントするために、生活状況調査票を作成及び調査を実施する。

なお、生活状況調査票は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）に準ずるものとし、対象者の生活状況が的確に把握でき、かつ回答しやすい内容とすること。

ウ. 生活状況調査票の分析及び初回面接支援の準備

支援計画を作成するために生活状況調査票の分析を行い、初回面接支援の準備を行う。

エ. 支援計画の作成

特定健康診査の結果や生活状況調査の分析を踏まえ、対象者が選択した具体的で実践可能な行動目標、行動計画を対象者が継続できるように、必要な介入・支援等を記載した支援計画を作成する。なお、支援計画は「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）と同程度のものとする。

オ. 特定保健指導の実施に係る記録及び実施報告書等の作成・提出

（ア）対象者個々について、特定保健指導支援計画及び実施報告書（評価書含む）を作成・提出すること。この特定保健指導支援計画及び実施報告書は「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）に示された様式例の記載項目を網羅するものとする。なお、個人記録については、デジタル化が望ましいが紙での記録・保管でも可能とする。

（イ）費用決済に必要となる項目については、電子データファイルに記録し、提出すること。

カ. 利用中断者への催促

（ア）利用申込をしたままで特定保健指導の利用にいたらない者や利用中断者に対して状況把握を行い、利用に向けた調整を行う。

（イ）転居他やむを得ない理由により、利用中断をする者については報告を行う。

キ. 利用者からの問い合わせ・苦情対応及び事故対応

利用者からの苦情及び特定保健指導利用中の事故が発生した場合には、速やかに報告するとともに、苦情又は事故内容、苦情・事故再発防止策について記録を作成し提出する。

（5）特定保健指導の中止

積極的支援の途中で利用者が市国保の資格を喪失した場合の取り扱いは以下のとおりとする。

ア. 特定保健指導利用中に久留米市の国民健康保険の資格を喪失した場合は、特定保健指導を中止する。

イ. 久留米市からの利用停止日及びその日付を受領し、国保連合会へ終了時請求を行う。通知前に利用者が資格喪失をしたことを把握した場合は、速やかに市に FAX で連絡する。

ウ. 市からの通知日以降に特定保健指導を実施した場合の費用の支払は行わない。

（6）特定保健指導の途中脱落

ア. 特定保健指導の実施日に利用がない、利用者から代替日の設定がない、代替日も欠席する等の状態で最終利用日から2か月を経過した場合、市及び利用者利用中断（脱落）者として認定する旨を通知する。

イ. 市は利用者に対して特定保健指導の再開・継続の勧奨を行う。利用中断通知後2週間以内に利用者から特定保健指導の再開依頼がない場合、自動的に脱落・終了と確定し、

市にも確定した旨を通知する。

ウ. 市からの脱落処理終了の連絡を受け、国保連合会へ終了時請求を行う。

エ. 市からの通知日以降に特定保健指導を実施した場合の費用の支払は行わない。

(7) 特定保健指導業務の実施に係る打ち合わせ等へ参加すること。

## 個人情報取扱特記事項

### 1. 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託業務による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### 2. 収集の制限

(1) 受託者は、本委託業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 受託者は、本委託業務による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。ただし、市の承諾があるときはこの限りではない。

### 3. 安全管理措置の遵守

(1) 受託者は、市が行っている安全管理措置と同等の措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 受託者は、安全管理措置の内容を、市に書面で報告するものとする。

(3) 市は、受託者が講ずる安全管理措置が市の当該措置と同等でないと思慮するときは、受託者に市が求める措置を講ずるよう命じることができる。

### 4. 秘密の保持及び目的外利用の禁止

(1) 受託者は、本委託業務による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は事務の目的以外の目的に利用してはならない。本委託業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(2) 市が承認した再委託先に対しては、受託者は、前項に規定する秘密保持の義務を課し、責任をもって監督するものとする。

### 5. 漏えい、滅失及びき損の防止

受託者は、本委託業務による事務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失、き損を防止し、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 6. 個人情報の返還

(1) 受託者は、本委託業務による事務を処理するために市から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の終了又は解除後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(2) 受託者は、前項ただし書により市が指示した方法により個人情報を処理した場合は、市に報告しなければならない。

### 7. 個人情報の廃棄

(1) 受託者は、本委託業務による事務に関して知ることのできた個人情報について保有する

必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。  
(2) 受託者は、市が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、市に報告しなければならない。

#### 8. 事故の報告

受託者は、本委託業務による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について速やかに報告し、市の指示を受けなければならない。

#### 9. 複写及び複製の禁止

受託者は、本委託業務による事務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、市の文書による指示及び承諾があるときはこの限りではない。

#### 10. 従事者の監督

(1) 受託者は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの委託業務による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(2) 前項の場合において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に定める派遣労働者に保有個人情報の取扱いに係る業務を行わせる場合には、労働者派遣委託業務書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### 11. 市による監査・立入調査

市は、受託者が本委託業務による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について受託者に報告を求め、又は立入調査できるものとする。